

役員選挙規約

(適用)

第1条 いわて生活協同組合の役員選挙は、定款第19条の定めにより、この規約によって行います。

(選挙区分及び選挙区)

第2条 役員選挙のうち、理事選挙については、以下の区分を設けて行います。

(1) 全県区

(2) 地域選出区

なお、監事選挙については区分を設けません。

2 地域選出区は、組合員数、行政区及び社会的・経済的・意識的な地域条件を考慮して理事会で決定します。

(定数)

第3条 選挙すべき役員の定数は、定款の定める範囲内において、選挙区ごとの組合員数および組合員組織の状況を考慮して理事会で定めます

(選挙の公告)

第4条 理事長は、役員選挙を行う総代会の招集通知に、選挙する理事及び監事の選挙区と数を記載するとともに、選挙期日の10日前までに公告します。

(立候補)

第5条 組合員は役員立候補受付の期間中、所定の手続を経て立候補できます。ただし、生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員候補者として登録することができません。

(1) 未成年者

(2) 被補助人

(3) 破産決定手続開始の決定を受けて、復権していない者

2 組合員は、立候補のために次の各号のいずれかの推薦が必要です。

(1) コープ総代会またはコープリーダー会の推薦

(2) 理事会の推薦

(3) 監事会の推薦

(4) その組合員の属する総代選挙区の組合員の過半数の所定の用紙による推薦

(役員選考委員会)

第6条 総代会は、役員選考委員（以下「委員」といいます。）を選出します。

2 役員選考委員会（以下「委員会」といいます。）は、地域選出区から4人と、理事会から2人の委員で構成します。

3 委員の任期は、就任後第2回目の通常総代会終了のときまでとします。

4 委員は委員長を互選し、それぞれの立候補者について、立候補の手續、資格の審査等により選考し、選考の経過と結果を選挙管理委員会に報告します。

(選挙管理委員会)

第7条 役員選挙の事務を担当するため役員選挙管理委員会をおきます。

2 総代会は、組合員のうちから、3名以上5名以内において役員選挙管理委員を選任します。

3 役員選挙管理委員の任期は、就任後第2回目の通常総代会終了のときまでとします。ただし、第6項により補充した役員選挙管理委員の任期は、補充した日において現に在任する役員選挙管理委員の任期が満了するときまでとします。

4 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員会を構成し、役員選挙管理委員長を互選します。

5 役員選挙管理委員長は、役員選挙管理委員会を主宰し、役員選挙に関わる事務を統括します。

6 選挙管理委員長は、役員選考委員会からの報告提案が、定款及び規約に照らして妥当かどうか判断して、総代会に報告します。

7 役員選挙管理委員に欠員を生じた場合において、あらかじめ総代会において選任した予備委員があるときは、役員選挙管理委員長は予備委員のうちから役員選挙管理委員を補充するものとします。

8 役員選挙管理委員会の運営は、別に定める規則によります。

9 役員選挙管理委員会の事務局については細則で定めます。

(選挙権)

第8条 総代は、平等に選挙権を有し、成立した総代会においてのみ選挙権を行使できます。

(投票の管理等)

第9条 総代会議長は、投票管理のため投票管理人を任命するとともに、総代の中から開票立会人を任命することができます。

(当選)

第10条 選挙すべき定数に対して、役員選考委員会から報告を受けた役員候補者の数が選挙の定数の範囲内のときは、選挙管理委員会は総代会に報告し、当該選挙区については投票を省略して候補者全員を当選とします。

2 役員候補者の数が選挙すべき役員の定数を越える選挙区については、出席総代によって、選挙区ごとに選挙を行い、支持の多い順に当選とします。

(選挙の方法)

第11条 前項2の場合は次の選挙を行います。

(1) 選挙は定数内の連記式無記名投票により行います。

(2) 当選は出席者の過半数の得票を得た者で、かつ得票数の順から決めます。

(3) 得票数が同じであるときは、選挙管理委員長が、くじで決めます。

(無効投票)

第12条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とします。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 信任の可否の不明のもの
- (3) 白紙

(当選者の公告)

第13条 当選者が決まったときは、総代会議長は直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の氏名を公告します。

2 役員に当選した人は、当選決定の日から5日以内に、生協に対して役員就任承諾書を提出します。

(補欠選挙)

第14条 補欠選挙は、前各条を準用して行います。

(改 廃)

第15条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とします。

附 則

(施行期日)

1 この全面改訂の規約は、1990年4月27日より実施します。

(施行期日)

1 この規約は、1998年6月10日より実施します。

(施行期日)

1 この規約は、2002年6月7日より一部改訂実施します。

(施行期日)

1 この規約は、2008年6月10日より一部改訂実施します。

(施行期日)

1 この規約は、2011年6月29日より一部改訂実施します。